年頭所感

設立20周年を振り返って



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長　樋口 成彬

明けましておめでとうございます。旧年中は私ども財団の事業運営に関しまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。財団は、昨年4月に公益財団法人に移行し、12月に設立20周年を迎えました。この間の経済社会の変化の激しさとともに産廃処理業の変貌にも隔世の感を禁じ得ません。

当財団の設立当時は、日本経済の発展により産業廃棄物の排出量が増大し、その種類も多様化する一方、最終処分場の残余年数が逼迫、生活環境の保全と国民経済の健全な発展を図る上で、憂慮される状況にありました。こうした状況を打開しようと平成4年に「特定施設整備法」が制定され、この法律のもとに、経団連をはじめとした産業界、国、地方自治体の3者が協力、拠出した基金で特定施設の整備事業に対する債務保証、産業廃棄物処理の新技術の開発、起業化への助成等を行う法人としてスタートした次第です。

その後、全国各地で不法投棄の問題が深刻化する中、平成9年廃棄物処理法が改正され、平成10年に、その支障除去等を行う財政的支援や未然防止対策に取り組む「産業廃棄物適正処理推進センター」として当財団が指定され、産廃の適正処理推進事業を行ってきています。さらに、平成15年には「産廃特措法」が制定され、豊島や青森・岩手県境等での産廃の不法投棄等事案の支障除去についても適正処理推進センターとして財政支援を行ってきています。

また、平成13年に「PCB特別措置法」が制定され、財団がPCB処理に関する国際セミナー、講演会の開催、アメリカ・カナダ等への海外調査団派遣などで知見・ノウハウの蓄積に努めてきたことにより、現在、日本環境安全事業株式会社のPCBの広域処理施設に関する技術的な支援業務を行うなど、PCBの適正処理の推進のための事業を行っています。

また、平成16年には、悪貨が良貨を駆逐する産廃の構造改革を進めるためには産廃処理業の優良化が必要であるということで、財団で「産廃処理業優良化推進事業」を担当することになり、これは、平成23年の改正廃棄物処理法で「優良産廃処理業者認定制度」として法的に明確に位置付けられました。さらに、次代の産廃処理業を担う人材を育てることを目的に平成16年に「産廃経営塾」を開講し、これまでに9期、322名の卒塾生を送り出しています。

このように、財団は、これまでの20年間、PCB等の有害廃棄物処理や不法投棄の支障除去等の負の遺産解消に取り組むとともに、次代を担う人材育成のための産廃経営塾、産廃処理施設整備のための債務保証、産廃処理業の優良化や処理業者公開情報の提供など循環型社会形成に資する諸事業を行ってきています。

今後は、有害廃棄物対策の強化、とりわけ膨大な微量PCBの処理に欠かせない無害化処理認定施設の整備促進や水銀等への取り組み、さらには東日本大震災に伴って発生した放射性物質に汚染された廃棄物等への取り組みに対してもこれまでの経験・技術・ノウハウを活かしたいと考えております。皆様のご理解とご協力をお願い致します。